

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

(提出先)

川越市長

※代筆の場合

	私	た	ちに	t,	川走	或 市	パー	·	ナー	ーシ	ツ	プ・	フ	ア	3	リー	ーシ	ッ	プロ	り宣	誓	Ø I		いり	C
関	す	る事	更綱	第	4 绡	その	規定	に	基~	づき	`	パー	- }	ナ、		シッ	ノプ	及	びこ	ファ	3	リ -	ーシ	ツラ	プ
に	あ	るこ	<u>-</u> ك	を	宣誓	至し	ます																		

関する要綱第4条の規定に基づき、パートナーシップ及びファミリーシップ														
にあることを宣誓します。														
						年	月	日						
【宣誓をしようとする者】														
フリ ガナ 氏 名														
^{フリ} オナ 通 称														
生年月日		年	月	日		年	月	日						
住所														
電話番号														
【ファミリーシップにある者】														
フリ ガナ 氏 名														
フリ ガナ 通 称														
生年月日		年	月	日		年	月	目						

(代筆者)	<u>氏名</u>
	住所

パートナーシップ・ファミリーシップ関係に係る確認書

私たちは、川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する 要綱に基づく宣誓をするに当たって、次の表の確認事項の内容が事実と相違ないこ とを確認し、同要綱の規定を遵守します。

また、現況確認のため、住民票等に記載されている事項について、本制度の所管 部署が確認することに同意します。

年

月

日

)

)

フリガナ 氏名		ー フリガナ 氏名				
(通称:)	(通称	:)	
確認事項(該当項目に「✔」を付して	てください。)				
〈関係性:パートナーシップ〉						
互いを人生のパートナーとし、日常 双方又はいずれか一方が性自認や性的						
こと。(要綱第2条第1号)	1) [H] [C] [N,	O IT H13	 双石 (0)	9 2 X V		
〈関係性:ファミリーシップ〉【希望和	者のみ】					
パートナーシップにある者と、その	の双方又はい	ハずれか	一方と生	計を同じく	くする子	
(養子を含む。)、親(養親を含む。)	その他市長	が認める	者が、家	を族として	協力しあ	
う関係であること。(要綱第2条第2	号)					
〈年齢〉						
宣誓当日において、双方が成年に記	達している!	こと。(勇	要綱第3多	条第1号)		
〈住所〉						
次のいずれかに該当すること。(要	綱第3条第	(2号)				
双方が市内に住所を有している。	こと。					
一方が市内に住所を有し、かつ、	他の一方だ	が市内へ	の転入を	予定してい	いること。	
転入予定者:	転入予定	日 (年	月	日)	
双方が市内への転入を予定してい	いること。					
転入予定者:	転入予定	目 (年	月	日)	
転入予定者:	転入予定	目 (年	月	目)	
〈配偶者等の有無〉						
双方に配偶者(事実上の婚姻関係)			いないこ	と及び他	の者と宣	
誓をしていないこと(要綱第3条第:	3号及び第	4 号)				
〈近親者でないこと〉	-> III >	er ter ten 3.	1 1	10 - 1: 1 ·		
民法第734条から第736条まで						
ている者同士の関係(養子縁組をし [、] する場合を除く。)でないこと。(要約			ことによ	り当該関係	糸に該当	
9 の場合を除く。)でないこと。(安和	判 另 3 宋 另	ひ <i>写)</i>				
注意事項(内容をご理解いただいた)	ら「V」をイ	计してく	ださい。)			
〈受領証等の無効〉						
要綱第11条第1項各号の規定に。	より、受領	証等が無	効となる	場合がある	ること。	
無効となった受領証等は返還しなり			=			
市長は、必要があると認める時は、	無効となる	った受領	証等の交	付番号を生	公表する	
<u>ことができること。(要綱第11条)</u>						
【市記入欄】						

個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 (

個人番号カード・旅券・運転免許証・その他(

氏名 (

氏名 (

)

)